

# 組合規約

## 第1章 総則

- 第1条 本組合はヤマハ労働組合（以下組合という）と称する。
- 第2条 本組合はヤマハ株式会社（以下会社という）の従業員で組織し事務所を静岡県浜松市中区新津町729番1号におく。
- 第3条 本組合は法人とする。
- 第4条 本組合は全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会(略称＝電機連合)に加盟する。

## 第2章 目的と事業

- 第5条 本組合は組合員相互の民主的団結によって労働条件の維持改善を図り社会的、経済的、政治的地位の向上を期し経済の興隆と文化の進展に寄与することを目的とする。
- 第6条 本組合は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
  1. 賃金、労働時間、安全衛生、福利厚生その他労働条件の維持改善に関する事業
  2. 組合員の権利擁護並びに組織強化に関する事業
  3. 組合員の教養技能及び文化水準向上に関する事業
  4. 同一目的を有する他団体との連携協力及び共同目的達成のため必要な事業
  5. その他目的達成に必要な事業

## 第3章 組合員

### ●第1節 組合員の資格

- 第7条 本組合の組合員は会社の従業員で組合員名簿に登録されているものをいう。
- 第8条 会社の従業員は組合員にならなければならない。組合員の登録は、現住所、氏名、生年月日、入社年月日、所属支部名を記入して中央執行委員長に届け出るものとする。但し労働組合法に規定する会社の利益を代表すると認められたもの及び労働協約において組合と会社とが協議決定したものは組合員になれない。
- 第9条 本組合員の資格は組合員名簿に登録されたときから取得する。
- 第10条 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われぬ。
- 第11条 組合員が次の各号の一に該当した場合には組合員名簿より削除する。但し組合と会社に紛争が生じた場合にはその調整期間中は資格を喪失しない。
  1. 組合より除名されたとき
  2. 死亡したとき
  3. 規約第8条の但し書に該当したとき
  4. 組合が退職を確認したとき
- 第12条 前条の各号の一に該当したときは速やかに

所定の脱退届を中央執行委員長に提示しなければならない。

- 第13条 「組合加入届」及び「組合脱退届」の書式は別に定める。

### ●第2節 組合員の権利義務

- 第14条 組合員の権利及び義務を行使するにはすべて「組合員名簿」への登録の有無を基本とする。
- 第15条 組合員はすべてこの規約の定めるところにより平等なる権利と義務を有しかつ如何なる場合においても年齢、性別、職種、人種、宗教門地及び社会的身分等により差別待遇されることはない。
- 第16条 組合員は組合機関の決定やその構成員の行動について報告を求めることができる。又すべての問題に対して所定の機関で自由に意見を提出し公表することができる。
- 第17条 組合員は規約の定めにより、組合機関の構成員に選挙され又は選挙する権利を有する。
- 第18条 組合員は自己及び組合を擁護するために役員を弾劾し罷免することができる。
- 第19条 組合員はすべてこの規約に定める正当な手続を経ずして賞罰を受ける事はない。
- 第20条 組合員は組合会計の公開を求めることができる。
- 第21条 組合員は組合の獲得した利益及び組合の各種事業の特典を受けることができる。
- 第22条 組合員は組合の綱領規約を守り組合の正常健全なる発展のため協力する義務を負う。
- 第23条 組合員はこの規約を守り組合の決定した事には従わなければならない。
- 第24条 組合員は所定の手続により組合機関の構成員又は同一目的を有する他団体役員及び各種委員に選出された場合正当な理由なくして就任を拒むことはできない。
- 第25条 組合員は規約に定める会議の招集を受けたときは出席しなければならない。
- 第26条 組合員は規約の定めにより組合費を納めなければならない。

### ●第3節 組合員の賞罰

- 第27条 表彰及び制裁に対する行為の審査を行うため賞罰審査委員会（以下審査委員会という）をおく。審査委員会及び審査に必要な事項は別に定める賞罰審査委員会規程による。
- 第28条 組合の発展又は事業に功労があったもの又は組合の名誉を高揚し特に模範となるべき行為のあったものに対しては組合員の申告に基づき審査委員会で審議し大会で表彰し公告する。
- 第29条 組合員が次の各号の一に該当する行為のあった場合は審査委員会の議を経て規約の定めにより制裁を受ける。
  1. 規約又は機関の決定に違反した場合
  2. 組合の名誉を毀損した場合
  3. 組合の団結及び統制を乱した場合
  4. 故なく組合の機密を漏洩して組合に損害を

与えた場合

- 5.組合の金銭物品を窃取しもしくは横領し又は財政上の損害を与えた場合
- 6.組合員としての義務を怠り又は故なく機関の会議に出席せず、その職務につき怠慢の行為数度に亘りたる場合
- 7.組合の運営する事業の発展を妨げ、その他組合又は組合員に対し不正又は不都合の行為をなした場合
- 8.その他前各号に準ずる行為のあった場合

- 第30条 制裁は戒告、権利の停止、脱退勧告、除名の四種としその方法は次の通りとする。
- 1.戒告は、戒告を与え謝罪させ又は始末書を取り将来を戒める。
  - 2.権利の停止は、一定期間の権利を停止する。
  - 3.脱退勧告は、脱退を勧告する。
  - 4.除名は、除名しその氏名、行為を組合員に公示する。

前号に定める制裁と組合の被った損害の一部もしくは全部を弁償させることができる。

- 第31条 制裁の発議は機関の決議による。その他、組合員の十分の一以上の制裁要請により中央執行委員長を通じ審査請求することができる。
- 第32条 制裁処分のため審査中の被審査者に対してその処分の最終決定のあるまで充分なる抗弁の機会を与えると共に他の組合員に比べて何等の差別待遇をしてはならない。
- 第33条 制裁の決定は審査委員会の裁定に基づき中央委員会において3分の2以上の多数決によるも、組合員の除名は大会において決定しなければならない。但し、中央委員会において審査委員会の裁定と異なる決議がなされた場合は審査委員会に再度審査を求めて中央委員会で決定する。
- 第34条 被処分者が前条の処分に不服のある場合は決定の日より30日以内に所定の様式により中央執行委員長に異議の申立をすることができる。この申立のあった場合中央執行委員長は審査委員会に再審査を求め、その結果を15日以内に大会に提案し最終決定をしなければならない。この場合中央執行委員長は大会で最終決定をみるまでその処分を停止しなければならない。
- 第35条 同一目的を有する他団体の役員になったものに対する賞罰に関しても同一手続による。

## 第4章 組織

- 第36条 本組合は支部および分会、また支部および分会の中にブロックをおくことができる。
- 1.支部結成条件は中央委員1名以上選出できる事業所を原則とする。但し地域および事業所の実情に応じてはこの限りでない。
  - 2.支部、分会及びブロックの設立は大会の議を経るものとする。
- 第37条 組合運営を円滑にするため、大会の承認を受け、支部に専従を置くことができる。支部運営については別に定める支部運営規程によ

る。

- 第38条 分会の運営については支部運営規程に準ずる。

## 第5章 機関

- 第39条 本組合に次の機関を置く。
- 1.大会
  - 2.中央委員会
  - 3.中央執行委員会

### ●第1節 大会

- 第40条 大会は全組合員を代表する組合の最高決議機関であって大会代議員及び役員を以って構成する。但し役員は発言権を有するも議決権を持たない。
- 第41条 大会は定期大会と臨時大会とする。定期大会は毎年原則として7月に中央執行委員長が招集する。臨時大会の開催は次の場合15日以内に中央執行委員長が招集する。
- 1.中央執行委員長が必要と認めた場合
  - 2.中央委員会が必要と認め決議した場合
  - 3.組合員の10分の1以上から議題を提示し要求のあった場合。
- 但し第80条による場合は中央委員会議長が招集する。
- 第42条 大会を招集する場合は大会開催日の10日前までに開催の理由、日時場所、提案事項その他必要なる事項を各支部に通知する。各支部執行委員長はこれを組合員に知らせなければならない。但し緊急に招集する臨時大会はこの限りでない。
- 第43条 大会の議長団の選出は大会代議員の互選による。
- 第44条 次の事項は大会に附議し審議決定しなければならない。
- 1.役員信任、不信任
  - 2.機関信任、不信任
  - 3.組合員の除名
  - 4.運動方針に関する事項
  - 5.予算及び決算に関する事項
  - 6.綱領及び規約の改廃に関する事項
  - 7.資産処分に関する事項
  - 8.罷業の決定と打ち切りに関する事項
  - 9.上部団体への加入脱退に関する事項
  - 10.組合の解散に関する事項
  - 11.支部、分会、ブロックの設立及び統廃合に関する事項
  - 12.その他機関で必要と認めた事項
- 第45条 大会代議員の選出は組合員の直接無記名投票により選出する。大会代議員選出基準数は選挙区を定め原則として選挙区所属組合員60名に付き1名とし60名未満は1名の割当てで選出する。選出は別に定める選挙規程による。
- 第46条 大会は支部総数の2分の1以上の支部選出

大会代議員が出席し、且つ大会代議員総数の3分の2以上が出席しなければ成立しない。

- 第47条 大会代議員がやむを得ない理由により、大会に出席できないときは同一支部より選出された代議員に代理出席が認められる。
- 第48条 大会採決の方法は出席大会代議員の口頭、挙手、起立、又は投票で行い議決は出席大会代議員の3分の2以上の多数による。但し規約第44条1、2、3、6、8、10の各号は大会代議員の直接無記名投票による4分の3以上で、且つその数が大会代議員定数の過半数の賛成により決定する。
- 第49条 大会に必要な議事運営については別に定める議事運営規程による。

## ●第2節 中央委員会

- 第50条 中央委員会は大会に次ぐ決議機関であり、中央委員及び役員（会計監査を除く）を持って構成する。但し役員は発言権を有するも議決権をもたない。
- 第51条 中央委員会の議長団は中央委員の互選とし、任期は1期とする。
- 第52条 次の事項は中央委員会に附議しなければならない。
  1. 規程の改廃に関する事項
  2. 諸要求の決定に関する事項
  3. 争議指令権の委譲に関する事項
  4. 予備費流用に関する事項
  5. 臨時金の徴収に関する事項
  6. 中間会計報告に関する事項
  7. 制裁に関する事項
  8. その他機関で必要と認められた事項
- 第53条 中央委員会は大会の決議に従い大会より次期大会迄の間の組合の運動方針に基づく具体的事項を付議するため、又は次の場合10日以内に中央執行委員長が招集する。
  1. 中央執行委員長が必要と認めた場合
  2. 中央執行委員会が必要と認めた場合
  3. 中央委員の3分の1以上が付議事項を明記し開催を要求した場合但し、第80条による場合は中央委員会の議長団が招集する。
- 第54条 中央委員会を開催する場合は開催日の7日前迄に開催の理由、日時、場所、提案事項その他必要な事項を中央委員に知らせなければならない。但し緊急の場合においてはこの限りでない。
- 第55条 中央委員選出基準数は選挙区を定め原則として選挙区所属組合員150名に付き1名とし150名未満は1名の割当てで選出する。但し各支部の実情に応じて中央執行委員会の議を経て若干名の中央委員の増員割当てができる。
- 第56条 中央委員の選出は別に定める選挙規程により組合員の直接無記名投票により選出する。
- 第57条 中央委員の任期は1期として定期大会より定期大会迄とするが、再任を妨げない。但し中央委員の任期中に支部執行委員長へ選出された場合、中央委員の任期は支部執行委員長

の任期迄とする。

- 第58条 中央委員に欠員を生じた場合補欠選挙を行う。補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第59条 中央委員会の成立は中央委員総数の3分の2以上の出席がなければ成立しない。止むを得ない場合は委員の代理出席を認めるが代理は同一選挙区の支部執行委員、代議員に限る。
- 第60条 中央委員会の採決の方法は出席中央委員の挙手又は無記名投票で行い、議決は出席中央委員の3分の2以上の多数による。但し、規約第52条3号は代議員の直接無記名投票とし、投票総数が代議員総数の3分の2以上でかつ代議員総数の過半数の賛成により決定する。
- 第61条 中央委員会は定期大会より次期定期大会までのあらゆる議決につき大会に対して責任を負う。
- 第62条 中央委員会の議事運営については別に定める議事運営規程による。

## ●第3節 中央執行委員会

- 第63条 中央執行委員会は役員（会計監査を除く）を以って構成する。
- 第64条 中央執行委員会は大会及び中央委員会の決議事項を執行し常時組合業務の運営に当たる。
- 第65条 中央執行委員会は次の場合3日以内に中央執行委員長が招集する。
  1. 中央執行委員長が必要と認めた場合
  2. 中央執行委員の3分の1以上が付議事項を明記し開催を要求した場合
- 第66条 中央執行委員会の議長は中央執行委員長とする。
- 第67条 中央執行委員会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 第68条 中央執行委員会の採決は構成員の多数決による。
- 第69条 中央執行委員会は大会及び中央委員会に対し執行の責任を負う。

## 第6章 役員

- 第70条 本組合に次の役員を置く。
  1. 中央執行委員長
  2. 中央副執行委員長
  3. 書記長
  4. 中央執行委員
  5. 会計監査
- 第71条 役員選挙の細則については別に定める選挙規程による。
- 第72条 役員任期は原則として2期とし、定期大会より定期大会迄とする。ただし、再任を妨げず、再任後の任期は1期とする。また、上記役員任期については、これを通算する。
- 第73条 役員に欠員を生じた場合は補欠選挙を行う。補欠選挙により選出された役員任期は前任者の残任期間とする。但し中央執行委員長に欠員を生じた場合は、

中央副執行委員長が中央執行委員長となる。

- 第74条 役員は次の職務を行う。

#### 中央執行委員長

1. 組合内外に対する組合の代表者たること
2. 組合業務の一切を統轄し組合全般の指導に任ずる
3. 組合財産の管理保全の責任を負う
4. 組合の秩序を維持し規約に定められた権限を行使する
5. 其の他組合業務等組合に関する一切の責任を負う

#### 中央副執行委員長

中央副執行委員長は中央執行委員長の職務執行に当たり責任を以ってこれを補佐し、中央執行委員長事故あるときはこれを代行する

#### 書記長

1. 書記局を統轄し組合の日常業務を処理し組合の証印を管理する
2. 組合員名簿の作成整備に当たる
3. 各支部への調整連絡の任に当たり組合運営全般の処理に任ずる
4. 組織の充実強化を図り労働問題の全般の企画を行う
5. 各会議議事録資料を保管整理する
6. 各専門部の連絡調整に当たる
7. 予算・決算作成の任に当たる
8. 組合財政の運用及び金銭出納の任に当たる
9. 特別積立金の運用の任に当たる

#### 中央執行委員

組合の業務の企画、立案執行にあたり原則として各専門部を担当する

#### 会計監査

1. 会計監査は組合の財政運用会計事務の適正を図るため財政上の帳簿記録を監査する
2. 会計監査は大会に於いて会計監査に関し報告しなければならない

- 第75条 役員は専従とする。但し会計監査は除く。

- 第76条 専従役員の服務は本規約によるの外、会社就業規則に準ずる。

- 第77条 役員のほか、特別中央執行委員並びに顧問若干名を置くことができる。特別中央執行委員並びに顧問は中央執行委員会において推薦し大会の議を経て委嘱する。

## 第7章 役員の弾劾

- 第78条 役員の行為に対し組合員は本規約により弾劾することができる。

- 第79条 役員が義務を怠り又はその職務に付怠慢の行為あるときは不信任することができる。

- 第80条 役員の弾劾及び制裁は中央委員総数の3分の1以上又は組合員の10分の1以上の要請により中央委員会に提出し、その議を経て大会に提案し決定する。

- 第81条 前条による大会招集は中央委員会議長とする。

- 第82条 弾劾を要求された役員は前条の弾劾が行わ

れる前に抗弁することができる。

- 第83条 弾劾は権利の停止、役職の剥奪、脱退勧告、除名としこれに関する手続その他は賞罰審査委員会規程による。

- 第84条 同一目的を有する他団体の役員になった者に対する弾劾も同一手続による。

## 第8章 書記局及び専門部

### ●第1節 書記局

- 第85条 中央執行委員会のもとに書記局を設け書記長が主掌し日常業務を処理する。書記局に書記を若干名を置く。

- 第86条 書記の任免は中央委員会の議を経て中央執行委員長が行う。

- 第87条 書記の服務は別に定める書記服務規程によるの外、会社就業規則に準ずる。

### ●第2節 専門部

- 第88条 中央執行委員会は組合活動推進及び業務処理のため必要とする専門部を置く。

- 第89条 専門部にはそれぞれ部長1名を置き部員若干名をもって構成し必要に応じ副部長を置くことができる。

- 第90条 専門部長は原則として役員中より選び中央執行委員長が委嘱し、担当業務を執行する。

- 第91条 副部長及び専門部員は中央執行委員会の議を経て中央執行委員長が委嘱する。

- 第92条 専門部は機関の決定に従い所管業務を行うと共に中央執行委員会の諮問に答えるものとする。

- 第93条 専門部の運営は別に定める専門部規程による。

## 第9章 予算と決算

- 第94条 組合の会計年度は毎年7月1日より翌年6月30日迄の期間とする。

- 第95条 収支はすべて予算に基づくものとし中央執行委員会は毎期予算案を作成し大会の議決を経なければならない。

- 第96条 予算案は組合業務遂行上必要な一切の収支見積額を各項目に区分計上し、所要の説明書を附さなければならない。

- 第97条 各支部執行委員長及び専門部長はその所属部の予算概算書を作成し参考書類を添え6月15日迄に中央執行委員会に提出する。

- 第98条 予算決定後やむを得ない理由により経費に過不足を出した時は予算作成に準じて補正予算案を作成し大会の議決を得なければならない。

- 第99条 予算科目の流用は中央委員会の承認を得て行うことができる。

- 第100条 予備費の流用は中央委員会の承認を得なければならない。

- 第101条 会計年度開始時において未だ予算が決定されていない場合の収支は前会計年度の予算に準じて取り扱い、この間の収支は当該年度の予算に編入しなければならない。
- 第102条 決算は毎年1回行い、組合員によって委嘱された職業的に資格ある会計監査人の正確であることの証明書を附し定期大会において監査報告をしこれが承認を得なければならない。
- 第103条 決算の際の会計監査は別に定める会計監査規程による。

## 第10章 会計

- 第104条 組合の会計は次の収入により賄なう。
  - 1.組合費
  - 2.加入金
  - 3.臨時賦課金
  - 4.事業収入
  - 5.寄附金
  - 6.その他の収入
 前項第5号の寄附金を受ける時は中央委員会の承認を必要とする。
- 第105条 組合費は組合員1名に付基本給の1.3%に500円を加算した金額とする。
- 第106条 加入金は1名に付1,000円とする。
- 第107条 既納の組合費及び加入金は払い戻さない。
- 第108条 臨時賦課金を必要とする場合は大会又は中央委員会の承認を得なければならない。
- 第109条 <削除>
- 第110条 中央執行委員会は中央委員会に会計の中間報告をしなければならない。
- 第111条 組合が解散した場合の財産は解散当時の組合員に帰属しその処分は大会で決める。
- 第112条 組合の会計処理及び日常の業務運営は別に定める会計処理規程による。特別会計についても会計処理規程を準用する。

## 第11章 組合員の相互扶助

- 第113条 組合活動によって犠牲を蒙った場合は別に定める犠牲者扶助規程により救済する。
- 第114条 前条により救済を行う為の資金は準備金を以って当てる。
- 第115条 組合員及びその家族を扶助する場合は別に定める互助規程により扶助する。
- 第116条 前条により扶助を行う為の資金は準備金を以って当てる。
- 第117条 組合員に慶弔のあった場合はヤマハ共済会規程を適用する。
- 第118条 組合員の福祉向上を目的として、いっせい積立規程を別途定める。
- 第119条 <削除>

## 第12章 上部および外部団体との関係

- 第120条 本組合が上部団体に加入脱退するときは、規約第44条9号による。
- 第121条 本組合は上部団体の大会および、決議機関において決定された事項、ならびにそれに基づいた執行機関の指示に従う。但し、上部団体の決定指示について実施困難な場合は、その機関の了解を得て保留することがある。
- 第122条 上部団体から委嘱された各種委員は役員および中央委員の中より中央執行委員会が推薦し選出する。
- 第123条 上部団体の決議機関の構成員として組合を代表して出席するとき、および組合に関する特定の任務を帯びて各種会議に出席するときは、あらかじめその議案について中央執行委員会の議を得るものとする。但し、やむを得ない理由で中央執行委員会の議を得ないで出席し、審議に加わったときは、事後速やかにその決議事項を中央執行委員会に報告し承認を得るものとする。
- 第124条 上部団体の執行機関の専従役員を委嘱されたときは、規約第77条により選出し、組合の特別中央執行委員とする。但し、任期、処遇、その他は上部団体の規約の定めによる。
- 第125条 支部又は支部所属組合員が、組合ならびに支部の目的および事業を達成するために地区の外部団体に加入又は協力提携することができる。このときは中央執行委員会の承認を得るものとする。

## 第13章 附則

- 第126条 本規約の改廃は大会の決議を経なければならない。
- 第127条
  - 本規約は昭和25年 4月15日より之を実施する。
  - 本規約は昭和27年 5月11日より之を改正実施する。
  - 本規約は昭和28年 9月19日より之を改正実施する。
  - 本規約は昭和29年 9月25日より之を改正実施する。
  - 本規約は昭和30年 9月 1日より之を改正実施する。
  - 本規約は昭和36年10月29日より之を改正実施する。
  - 本規約は昭和39年 9月20日より之を改正実施する。
  - 本規約は昭和40年 9月 5日より之を改正実施する。
  - 本規約は昭和41年 9月18日より之を改正実施する。
  - 本規約は昭和42年 9月15日より之を改正実施する。
  - 本規約は昭和43年 9月15日より之を改正実施する。
  - 本規約は昭和44年 9月15日より之を改正実施する。
  - 本規約は昭和45年 8月23日より之を改正実施する。
  - 本規約は昭和46年 8月21日より之を改正実施する。
  - 本規約は昭和47年 8月27日より之を改正実施する。
  - 本規約は昭和48年 3月18日より之を改正実施する。
  - 本規約は昭和48年 8月 5日より之を改正実施する。
  - 本規約は昭和49年 3月31日より之を改正実施する。
  - 本規約は昭和50年 3月30日より之を改正実施する。

# 支部運営規程

本規約は昭和52年 3月21日より之を改正実施する。  
 但し規約105条は昭和52年 7月1日より実施する。  
 本規約は昭和52年 8月 1日より之を改正実施する。  
 本規約は昭和56年 3月15日より之を改正実施する。  
 本規約は昭和59年 3月12日より之を改正実施する。  
 本規約は昭和60年 1月31日より之を改正実施する。  
 本規約は昭和63年 1月 1日より之を改正実施する。  
 本規約は昭和63年 7月30日より之を改正実施する。  
 本規約は平成 元年 7月24日より之を改正実施する。  
 本規約は平成 2年 7月24日より之を改正実施する。  
 本規約は平成 4年 7月28日より之を改正実施する。  
 本規約は平成10年 7月24日より之を改正実施する。  
 本規約は平成14年 7月27日より之を改正実施する。  
 本規約は平成15年 7月25日より之を改正実施する。  
 本規約は平成18年 6月 1日より之を改正実施する。  
 本規約は平成23年 7月27日より之を改正実施する。  
 本規約は平成24年 7月23日より之を改正実施する。  
 本規約は平成28年 7月21日より之を改正実施する。  
 本規約は令和2年 7月17日より之を改正実施する。

**ヤマハ労働組合加入届**

今度ヤマハ株式会社に入社しましたので「組合員カード」に記入の上加入金1,000円を添えて貴労働組合へ加入をお願い致します。

支 部 名 \_\_\_\_\_  
 課 名 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

従業員No. \_\_\_\_\_  
 生 年 月 日 昭 和 年 月 日 生  
 入 社 年 月 日 平 成 年 月 日  
 組 合 加 入 年 月 日 平 成 年 月 日

ヤマハ労働組合中央執行委員長 殿

**ヤマハ労働組合脱退届**

年 月 日 日をもって、ヤマハ労働組合を脱退する（組合規約第13条）ことになりましたので下記を届けます。

従業員No. [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] 支 部 名 \_\_\_\_\_ 課 名 \_\_\_\_\_  
 姓 名 \_\_\_\_\_ 年 月 日 生

組合加入日 年 月 日

脱退理由 1. 定年 2. 引退希望 3. 志望変更 4. 専従希望  
 5. 休職終了 6. 死亡 7. 辞職 8. その他

所属執行部 一般社員部（姓、職） 特別社員（姓、職）  
 (職) 組長・主任 組員（姓、職） 兼務役員（姓、職）  
 (職) 組合役員部 組員（姓、職） 専任役員（姓、職）

出 発 日 月 日 退 社 期 日 月 日

真 実 年 齢 年 月 日 一 年 月 日 二 年 月 日  
 三 年 月 日 四 年 月 日 五 年 月 日

ヤマハ労働組合中央執行委員長 殿

〒 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_ 室  
 (〒) \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_ 室

出 発 日 月 日 退 社 期 日 月 日

支 部 名 \_\_\_\_\_ 課 名 \_\_\_\_\_ 姓 名 \_\_\_\_\_

年 月 日 年 月 日

## 第1章 総則

- 第1条 本規程は規約第37条に基づき支部運営の円滑適正を期するため定める。
- 第2条 本規程にかかわらず大会及び中央委員会の決定事項が優先する。

## 第2章 組織

- 第3条 支部組織は支部所在事業所に勤務する組合員で組織する。
- 第4条 支部は次の事項について速やかに中央執行委員会に報告しなければならない。
  1. 組合機関の決定により指示された事項
  2. 支部独自の問題についての方針及び行動に関する事項
  3. 定例月間報告
  4. その他組合活動に必要な事項

## 第3章 機関

- 第5条 支部に次の機関を置く。
  1. 総会
  2. 代議員会
  3. 支部執行委員会

### ●第1節 支部総会

- 第6条 総会は支部の最高決議機関であって総会代議員及び支部役員を以て構成する。
- 第7条 総会は定期総会と臨時総会とする。
- 第8条 定期総会は毎年大会終了後原則として8月に支部執行委員長が招集する。臨時総会は代議員会が必要と認めた場合及び総会代議員の3分の1以上からの請求があった場合に支部執行委員長は之を招集しなければならない。
- 第9条 総会を招集する場合は総会開催日の7日前迄に開催の理由、日時、場所、提案事項その他必要な事項を総会代議員に知らせなければならない。但し緊急に招集する臨時総会についてはこの限りでない。
- 第10条 総会の議長団は総会代議員の選出による。
- 第11条 総会に於いては支部の活動方針を付議決定しなければならない。
- 第12条 総会は組合の活動方針、予算、決算を総会代議員に周知徹底しなければならない。
- 第13条 総会代議員選出基準数は選挙区を定め原則として選挙区所属組合員30名に付き1名とし、30名未満は1名の割合で選出し、大会代議員を必ず含めるものとする。但し支部の実情に応じて増員または組合員全員で構成することができる。
- 第14条 総会代議員の選出は別に定める選挙規程による。
- 第15条 総会は総会代議員総数の3分の2以上が出席しなければ成立しない。

但し総会代議員がやむを得ない理由により総会に出席できないときは同一選挙区組合員が代理出席することができる。

- 第16条 総会の採決は出席総会代議員の3分の2以上の多数決による。
- 第17条 総会代議員は総会決定事項を組合員に知らせなければならないと同時に定期総会より次期定期総会迄支部の組合活動が円滑に行く様努めなければならない。

## ●第2節 支部代議員会及び支部執行委員会

- 第18条 支部代議員会は総会に次ぐ支部決議機関であって支部役員と代議員を以って構成する。但し支部役員は決議権をもたない。
- 第19条 代議員会は総会の決定に従い総会より次期総会迄の支部の活動方針及び具体的事項を決議する。
- 第20条 代議員会の議長団は代議員の互選とし、任期は1期とする。
- 第21条 代議員会の開催は次の場合に支部執行委員長が之を招集する。
  - 1.支部執行委員長が必要と認めた場合
  - 2.代議員の3分の1以上が付議事項を明記し開催の要求をした場合
- 第22条 代議員会を招集するときは開催日の2日前迄に日時、場所、提案事項その他必要な事項を代議員に通知しなければならない。但し緊急の場合にはこの限りでない。
- 第23条 代議員会は代議員総数の3分の2以上の出席がなければ成立しない。但し代議員がやむを得ない理由で出席できない時は代理出席を認める。
- 第24条 代議員会の採決は出席代議員の3分の2以上の多数決による。
- 第25条 代議員会は総会より次期総会迄のあらゆる議決につき総会に対し責任を負う。
- 第26条 代議員は常に職場組合員の代表として行動し職場活動を基本として機関で決定された事項及びその活動状況を組合員に周知徹底しなければならない。
- 第27条 代議員の選出は原則として組合員30名に1名の割合で組合員の直接無記名投票による。選出に関しては別に定める選挙規程による。但し、割当代議員が5名に満たない支部および分会においてはその数を5名とする。
- 第28条 分会長の選出は代議員の互選による。但し分会長の業務は支部執行委員長の業務に準ずる。
- 第29条 代議員の任期は総会より次期総会迄の1年とする。
- 第30条 代議員に欠員を生じた場合は別に定める選挙規程により補欠選挙を行う。補欠選挙により選出された代議員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第31条 支部執行委員会は最低3名以上の支部執行委員会を以って構成する。
- 第32条 支部執行委員会は、総会及び代議員会の決

議事項を執行し組合業務の運営に当たる。

- 第33条 支部執行委員会は次の場合、3日以内に支部執行委員長が招集し支部執行委員会の議長は支部執行委員長とする。
  - 1.支部執行委員長が必要と認めた場合
  - 2.支部執行委員の3分の1以上が付議事項を明記し開催を要求した場合
- 第34条 支部執行委員会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、採決は構成員の多数決による。
- 第35条 支部執行委員会は総会及び代議員会に対し執行の責任を負う。

## 第4章 支部役員

- 第36条 支部に次の役員を置く。

支部役員の数又は支部選挙管理委員会の議を経て中央選挙管理委員会が決定する。

  - 1.支部執行委員長
  - 2.支部副執行委員長
  - 3.支部書記長
  - 4.支部執行委員

支部執行委員長が本部役員もしくは他支部の支部執行委員長を兼務することがある。
- 第37条 支部役員は次の職務を行う。

支部執行委員長

  - 1.支部内外に対する支部代表者たること
  - 2.支部の業務を統轄し、支部全般の指導に任ずる
  - 3.支部の秩序を保持し、支部の運営を円滑に実施する
  - 4.その他支部業務の執行、支部に関する一切の責任を負う

支部副執行委員長

支部執行委員長の職務執行に当たりこれを補佐し支部執行委員長不在又は事故ある時は代行する

支部書記長

支部執行委員長、支部副執行委員長を補佐すると共に次の職務を行う

  - 1.支部予算の立案
  - 2.支部会計の管理、統括及び決算
  - 3.会議議事録の作成・保管
  - 4.その他支部活動に必要な事務処理

支部執行委員

支部運営の任に当たる
- 第38条 規約第88条に基づく本部専門部に準じて支部に必要とする専門部を置く。
- 第39条 支部専門部規程を次に定める。
  - 1.原則として支部専門部長は支部執行委員がその任に当たる
  - 2.支部専門部員は原則として代議員より支部執行委員長が委嘱する
  - 3.支部専門部は機関の決定に従い所管業務を行うと共に支部執行委員会の諮問に答えるものとする
  - 4.支部の専門部規程は専門部規程に準ずる

# 議事運営規程

- 第40条 支部役員の任期は原則として次の期間とするが再任を妨げない。
  - 1.支部執行委員長の任期は2年とし、再任後は1年とする。
  - 2.その他の支部役員の任期は1年とする  
専従支部役員の服務は本規程によるの外、会社就業規則に準ずる。
- 第41条 支部役員選挙および支部役員に欠員を生じた場合は別に定める選挙規程による。但し支部執行委員長に欠員を生じた場合は支部副執行委員長が支部執行委員長となる。
- 第42条 支部執行委員長が本部役員もしくは他支部の支部執行委員長を兼務した場合、当該支部はあらかじめ定められた当該支部の中央委員定数を確保する為、補充選挙を行う。

## 第5章 会計

- 第43条 支部の財政は組合の予算に基づく範囲内において賄う。
- 第44条 支部年間予算案を本部書記長の指示により提出しなければならない。
- 第45条 予算案を超過する事業を行わんとする場合はその活動計画を中央執行委員会に提出し中央委員会の承認を得なければならない。

## 第6章 附則

- 第46条 本規程に定めなき事項については総て組合規約による。
- 第47条 本規程の改廃は中央委員会の決議を経なければならない。
- 第48条  
本規程は昭和36年10月29日より之を実施する。  
本規程は昭和39年 8月28日より之を改正実施する。  
本規程は昭和41年 5月20日より之を改正実施する。  
本規程は昭和44年 9月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和45年 8月23日より之を改正実施する。  
本規程は昭和47年 8月29日より之を改正実施する。  
本規程は昭和48年 3月18日より之を改正実施する。  
本規程は昭和49年 3月31日より之を改正実施する。  
本規程は昭和50年 3月30日より之を改正実施する。  
本規程は昭和52年 3月21日より之を改正実施する。  
本規程は昭和56年 3月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和62年 8月 1日より之を改正実施する。  
本規程は平成 元年 7月24日より之を改正実施する。  
本規程は平成 2年 7月24日より之を改正実施する。  
本規程は平成 4年 4月14日より之を改正実施する。  
本規程は平成 6年 2月23日より之を改正実施する。  
本規程は平成10年 7月24日より之を改正実施する。  
本規程は平成24年 7月23日より之を改正実施する。

## 第1章 総則

- 第1条 本規程は規約に基づき各機関の議事運営について定める。

## 第2章 大会

- 第2条 中央執行委員長又は中央委員会議長が規約第41条により大会を招集する場合は大会開催日の10日前までに次の手続きをとらなければならない。但し緊急に招集する臨時大会にあつてはこの限りでない。
  - 1.開催の理由、日時、場所、提案事項その他必要な事項を各支部に通知する
  - 2.大会代議員数を各支部執行委員長に通知する
  - 3.正副2通の大会代議員証を発行する。
- 第3条 各支部執行委員長は前条第2項の通知を受けたときは大会開催日までに大会代議員氏名を中央執行委員会に届け出なければならない。報告後氏名に変更のあった場合は直ちに中央執行委員会に通知しなければならない。
- 第4条 大会代議員証は支部執行委員長が必要な事項を記入し大会代議員は大会当日受付に提出しなければならない。大会当日やむを得ない理由により出席できないときは規約第47条により代理出席が認められる。この場合は委任者の氏名を明らかにした委任状を提出しなければならない。
- 第5条 大会の次第は概ね次の通りとする。
  - 1.開会の辞
  - 2.資格審査委員確認
  - 3.資格審査報告
  - 4.大会成立宣言
  - 5.議長団選出
  - 6.大会書記任命
  - 7.大会運営委員選出
  - 8.中央執行委員長挨拶
  - 9.祝電、祝辞披露
  - 10.大会議事日程決定
  - 11.経過報告
  - 12.役員承認
  - 13.議案審議
  - 14.議長団各種委員及び書記解任
  - 15.閉会の辞
- 第6条 司会者は中央執行委員長が指名し議長団が選出される迄の会議を主催運営すると共に、次の事項を行う。
  - 1.会期中、議長と各種委員会との連絡を図り、大会事務一切を処理する
  - 2.資格審査委員を確認し、大会代議員の資格審査を行わせる
  - 3.資格審査委員長の報告に基づき大会成立を宣言する
  - 4.議長団を選出し紹介する
- 第7条 第10条に定める事項を行うため資格審査委員会を設ける。



- 第8条 資格審査委員会は2名の委員で構成し、委員は中央執行委員会が大会代議員中より任命する。
- 第9条 資格審査委員会は委員の互選により委員長を選出する。委員長は委員会を統轄し資格審査の結果を大会に報告しなければならない。
- 第10条 資格審査委員会は次のことを行う。
  - 1.大会代議員が組合格約及び諸規程に定める手続を経て選出された者であるか否かの認定
  - 2.出席者が規約に定められた定数に達したか否かの認定
  - 3.大会開催中の出席代議員数及び委任数を明確にする
- 第11条 大会成立後出席代議員の互選により2名の議長団を選出する。選出は2名連記投票によって行う。但し出席代議員の過半数の同意があったときには司会者にその指名を一任することができる。
- 第12条 議長団は大会を代表し、議事運営規程により公平な立場で議事を運営しなければならない。
- 第13条 議長は次の任務及び権限を有する。
  - 1.大会書記の任命、議事録の作成
  - 2.議事運営委員の選出及び議事日程の採択
  - 3.構成員の発言の許可及び制限
  - 4.質疑応答、討論及び採決の宣言
  - 5.採決の結果発表
  - 6.議事日程終了の宣言
  - 7.各種大会役員及び書記の解任
  - 8.議事録への署名捺印
  - 9.議場の秩序を維持し又維持する手段を構する
- 第14条 議長不信任動議が提出された時は他の議長が代って採決しなければならない。
- 第15条 大会議事を円滑に進めるため議事運営委員会を設ける。
- 第16条 議事運営委員会は3名の委員で構成し委員は大会代議員中より選出する。但し出席代議員の過半数の同意があったときには議長にその指名を一任することができる。
- 第17条 議事運営委員会は委員の互選により委員長を選出する。委員長は委員会を統轄する。
- 第18条 議事運営委員会は次の事項を行う。
  - 1.議事日程の編成
  - 2.投票の管理及び表決の確認
  - 3.議事進行に関する事項
  - 4.動議の受付
  - 5.その他大会運営に必要な事項
- 第19条 動議又は修正案を提出しようとする時は、文書をもって議事運営委員会を通じて議長に提出する。
- 第20条 議長は会議にはかって動議又は修正案の提出時期を予め制限することができる。
- 第21条 緊急動議は前条によることなく直接会議に提案することができる。但し緊急動議の採択には提案者以外に20名以上の賛成者を必要とする。
- 第22条 大会で発言しようとする者は挙手して議長に発言を求め許可を得て所属、氏名を告げた上発言する。
- 第23条 大会議場では議長の指示に従い、濫りに発言し議事を妨害してはならない。
- 第24条 議案審議の順序は原則として次の通り行う。
  - 1.議案提案者の提出理由説明
  - 2.修正案のある時は、修正案の提案理由説明
  - 3.質疑応答
  - 4.討論
  - 5.採決
- 第25条 動議の優先順序は次の通りとする。
  - 1.議事進行に関する動議
  - 2.修正動議
  - 3.小委員会附託動議
  - 4.その他の動議
- 第26条 同一議案に対し多数の修正案又は修正動議が提出された時は次の方法による。
  - 1.原案より遠いものから採決する
  - 2.修正案又は修正動議が可決した時は同じ箇所について他の修正案又は修正動議及び原案は採決しない
  - 3.修正案又は修正動議が否決された時は、原案について採決しなければならない
  - 4.修正案又は修正動議及び原案が共に3分の2以上の賛成を得なかったときは再討論の上、更に表決を行い3分の2以上の賛成を得なかったときは廃案とする
- 第27条 議案審議にあたって必要あるときは、小委員会を設けてこれを附託することができる。
- 第28条 小委員会の構成その他必要な事項はその都度会議で定める。小委員会は委員の互選により委員長を設ける。委員長は委員会を代表し必要な事項を処理しなければならない。
- 第29条 採決の方法は次の各号の内一つを選び行い、議決は規約第48条による。
  - 1.口頭
  - 2.挙手
  - 3.起立
  - 4.投票
- 第30条 次の事項は無記名投票により採決しなければならない。
  - 1.役員の信任、不信任
  - 2.機関の信任、不信任
  - 3.組合員の除名
  - 4.綱領及び規約の改廃に関する事項
  - 5.罷業の決定と打切りに関する事項
  - 6.組合の解散に関する事項
- 第31条 組合員は会議を傍聴することができる。但し議事運営に支障を生ずる場合、議長は傍聴者の制限をすることができる。
- 第32条 傍聴者は原則として発言権を有しない。但し組合員であって議長の許可を得たものはこの限りでない。
- 第33条 傍聴者は次の事項を守らなければならない。
  - 1.指定された場所で傍聴する
  - 2.議案について可否を表明しないこと
  - 3.静粛にして議事を妨げないこと
  - 4.議長の退場要求があった場合は速やかに退場すること

- 第34条 議事録には大会議長の署名捺印がなければならない。

### 第3章 中央委員会

- 第35条 中央執行委員長又は中央委員会議長団が規約第53条により中央委員を招集する場合は開催日の7日前迄に開催の理由、日時、場所、提案事項その他必要な事項を中央委員に通知しなければならない。但し緊急に招集する場合はこの限りでない。
- 第36条 中央委員が止むを得ない事由により規約第59条により代理出席を委嘱する場合、代理出席者は中央委員より氏名を明らかにし、代理出席である旨を明確にした代理証を受け取りこれを持参しなければならない。
- 第37条 中央委員会は委員の互選により議長団2名を選出する。
- 第38条 議長団は中央委員会を代表し、この規程により公平な立場で議事を運営しなければならない。
- 第39条 議長団は次の任務及び権限を有する。
  - 1.書記の任命、議事録の作成
  - 2.開会の宣言
  - 3.構成員の発言の許可及び制限
  - 4.質疑応答、討論及び採決の宣言
  - 5.採決の結果発表
  - 6.閉会の宣言
  - 7.議場の秩序維持
  - 8.議事録への署名、捺印
- 第40条 中央委員会で発言しようとする者は挙手して議長に発言を求め許可を得て所属氏名を告げた上発言する。
- 第41条 議場では議長団の指示に従い、濫りに発言し議事を妨害してはならない。
- 第42条 中央委員が議案（修正案を除く）を提出するには中央執行部の提案事項の審議を終了した後口頭で議長団に提出する。
- 第43条 中央委員が修正案を提出するには第42条にかかわらず口頭で議長団に提出する。多数の修正案が出た場合の取り扱いは第26条による。
- 第44条 議案審議の順序は原則として次の通りを行う。
  - 1.議案提出者の提案理由説明
  - 2.修正案のある時は修正案の提案
  - 3.質疑応答
  - 4.討論
  - 5.採決
- 第45条 採決の方法は出席中央委員の挙手又は無記名投票で行い議決は3分の2以上の多数決による。
- 第46条 中央委員会の会議を傍聴するにはあらかじめ議長団の許可を必要とし、本規程第32、33条を適用する。

### 第4章 その他の会議

- 第47条 その他の会議運営については第3章に準ずる。

### 第5章 附則

- 第48条 会議の開催は公開を原則とする。
- 第49条 本規程の改廃は中央委員会の決議を経なければならない。
- 第50条 本規程は昭和36年10月29日より之を改正実施する。  
本規程は昭和39年 9月20日より之を改正実施する。  
本規程は昭和44年 9月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和47年 8月29日より之を改正実施する。  
本規程は昭和48年 3月18日より之を改正実施する。  
本規程は昭和49年 3月31日より之を改正実施する。  
本規程は昭和52年 3月21日より之を改正実施する。  
本規程は昭和56年 3月15日より之を改正実施する。  
本規程は平成14年 7月27日より之を改正実施する。

# 選挙規程

## 第1章 総則

- 第1条 本規程は規約に基づき組合の選挙に関する事項を定める。
- 第2条 本規程は役員、中央委員、代議員、支部役員、その他の選挙を公平に行うことを目的とする。
- 第3条 本規程による選挙は原則として定期大会開催月の前月迄に行うものとする。
- 第4条 選挙及び被選挙権の区分に関する事項
  1. 組合員は中央委員及び代議員選出に関する選挙権及び、中央委員、代議員、会計監査に選ばれる被選挙権を有する
  2. 中央委員に選出された組合員は中央執行部役員及び支部役員の選挙権及び中央執行部役員、支部役員に選ばれる被選挙権を有する
  3. 代議員に選出された組合員は支部役員の選挙権及び支部役員に選ばれる被選挙権を有する
  4. 現中央執行委員は次期中央執行部役員の選挙権及び中央執行部役員の被選挙権を有する
- 第5条 本規程に基づく各級選挙の委員定数は3月末日在籍の組合員数を基準に割当て中央選挙管理委員会の議を経て決定する。

## 第2章 選挙管理委員会

- 第6条 選挙の公正を期しその運営を円滑にするため中央及び支部に選挙管理委員会を設ける。
- 第7条 中央選挙管理委員は中央委員会、支部選挙管理委員は各支部代議員会の推薦により選出する。
- 第8条 中央選挙管理委員会は8名を以って構成し委員の互選により委員長及び副委員長を選出する。
- 第9条 支部選挙管理委員会は3名以上の委員から構成する。支部選挙管理委員の員数については、支部の実情を考慮し代議員会でこれを決めるものとする。委員の中から互選により委員長を選出する。
- 第10条 選挙管理委員が候補者となった場合は選挙管理委員を交替しなければならない。
- 第11条 選挙管理委員の任期は各機関の推薦を受けた日より原則として1年とする。
- 第12条 選挙管理委員会は次のことを行う。
  1. 選挙の公示
  2. 候補者の受付
  3. 候補者の公示
  4. 投票用紙の交付
  5. 開票
  6. 当選順位の発表
  7. その他選挙管理に必要な事項
- 第13条 中央選挙管理委員会は役員及び中央委員に関係する選挙を管理する。選挙管理の運営として支部選挙管理委員会に協力を求め選挙管理の円滑を期す。

- 第14条 支部選挙管理委員会は支部に関係する選挙を管理すると共に役員及び中央委員に関係する選挙に協力する。
- 第15条 選挙管理委員はすべての選挙に関し選挙運動を行ってはならない。

## 第3章 選挙管理

### ●第1節 公示

- 第16条 各級選挙の公示は次の方法によって行う。
  1. 中央委員選挙
    - (1) 選挙の公示
    - (2) 立候補の受付
    - (3) 立候補の〆切
    - (4) 立候補者の公示
    - (5) 選挙
    - (6) 当選者の公示
  2. 役員選挙
    - (1) 選挙の公示
    - (2) 立候補の受付
    - (3) 立候補の〆切
    - (4) 立候補者の公示
    - (5) 各種選挙
      - イ 中央執行委員長選挙
      - ロ 中央副執行委員長選挙
      - ハ 書記長選挙
      - ニ 中央執行委員選挙
      - ホ 会計監査選挙
    - (6) 当選者の公示
  3. 中央委員補充選挙
    - (1) 選挙の公示
    - (2) 立候補の受付
    - (3) 立候補の〆切
    - (4) 立候補者の公示
    - (5) 選挙
    - (6) 当選者の公示
  4. 代議員選挙
    - (1) 選挙の公示
    - (2) 立候補の受付
    - (3) 立候補の〆切
    - (4) 立候補者の公示
    - (5) 選挙
    - (6) 当選者の公示
  5. 支部役員選挙
    - (1) 選挙の公示
    - (2) 立候補の受付
    - (3) 立候補の〆切
    - (4) 立候補者の公示
    - (5) 各種選挙
      - イ 支部執行委員長選挙
      - ロ 支部副執行委員長選挙
      - ハ 支部書記長選挙
      - ニ 支部執行委員選挙
    - (6) 当選者の公示
  6. 代議員補充選挙
    - (1) 選挙の公示
    - (2) 立候補の受付
    - (3) 立候補の〆切

- (4) 立候補者の公示
- (5) 選挙
- (6) 当選者の公示

7. 大会代議員選挙

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補の受付
- (3) 立候補の〆切
- (4) 立候補者の公示
- (5) 選挙
- (6) 当選者の公示

8. 支部総会代議員選挙

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補の受付
- (3) 立候補の〆切
- (4) 立候補者の公示
- (5) 選挙
- (6) 当選者の公示

■第17条 補欠選挙を必要とするときは補欠選挙の方法について公示しなければならない。

■第18条 選挙管理委員会は候補者の氏名、所属、組合歴を公示しなければならない。

●第2節 受付

■第19条 役員候補の立候補受けは中央選挙管理委員会が行う。

■第20条 支部関係の立候補受けは所属支部選挙管理委員会が行う。

■第21条 選挙に当たっては公示後直ちに受付を開始しなければならない。

■第22条 立候補〆切は受付開始後7日をこえない範囲で選挙管理委員会で決める。

■第23条 選挙に立候補しようとする者は、所定の様式で選挙管理委員会に届出なければならない。

年 月 日

**ヤマハ労働組合役員選挙立候補届**

(中央・支部)選挙管理委員長 殿  
※どちらかに〇をつける

第 期 \_\_\_\_\_ に立候補しますので届け出致します。

所属支部名	支部	ブロック
メールNo.		
所 属	部	課
TEL連絡先	マルチ 8 - -	外線 - -
従業員 No.		
フリガナ		
氏 名		
組合役員歴		

●第3節 選挙運動

■第24条 組合員の選挙運動に関して次の事項を禁止する。

1. 物品の贈与、饗応等買収行為をすること
2. 組合規約に定める非組合員に依頼すること
3. 他の候補者を誹謗したり故意に妨害すること
4. その他選挙管理委員会で制限した事項

■第25条 中央選挙管理委員会は中央委員選挙および役員選挙に臨み、立会演説会および公報の配布をすることができる。その具体的内容については委員会で協議しこれを行う。

●第4節 投票

■第26条 投票は無記名にして単記制と連記制及び信任投票とする。

■第27条 投票は本人が記載して投票しなければならない。

■第28条 投票日に不在の者はその旨選挙管理委員会に申し出て候補者の氏名公示日から投票日の前日迄に投票することができる。

●第5節 開票

■第29条 選挙管理委員会は投票終了後直ちに投票箱を封印し、あらかじめ定めた場所で開票しなければならない。

■第30条 選挙の投票及び開票には立会人を立合わせなければならない。立会人は投・開票所が中央にある場合は中央委員会、支部にある場合は代議員会において若干名を委嘱する。但し候補者は立会人になることはできない。

■第31条 次の投票は無効とする。

1. 選挙管理委員会で公付した以外の投票用紙を使用したもの
2. 規定数を超え記載したもの  
但し、規定数に不足して記載したものは有効とする
3. 候補者の氏名又は選挙管理委員会が指定した記号以外その他を記載したもの  
但し所属職場名住所又は敬称の類を入れたものは有効とする
4. その他選挙管理委員会及び立会人が無効と認めたもの

■第32条 候補者の中に同姓同名、同姓又は同名がある場合は次の通りとする。

1. 同姓同名がある場合は投票前に選挙管理委員会が候補者の了解を得て所属職場名等を附し同一人でないことを明確にする
2. 同姓又は同名があり姓又は名のみ記載され、いずれとも判断のつかないものは当該候補者の得票数に比例して按分する

●第6節 当選

■第33条 選挙は有効投票数の最多数を得た者から定員迄で当選得票数に達したものを当選とする。当選得票数は有効投票数を定員の2倍で除し

た数とする。但し次の場合は補充選挙、決選投票、再選挙を行う。

1. 当選得票数を得た者が、定員に達しなかった場合
2. 当選得票数を得た者で、得票数が同一で当落の決定ができない場合
3. 選挙管理委員会が選挙に於いて、不正が行われたと認めた場合

■第34条 立候補者数が選挙の定員と同数の時、又は定員に満たないときは信任投票を行う。この場合有効投票数の過半数をもって決定する。

■第35条 補充選挙、決選投票、再選挙を行う場合においては前の選挙結果の得票は公示しない。

## ●第7節 異議申請

■第36条 選挙の効力に異議あるものは発表後2日以内に選挙管理委員会に文書にて異議の申立てができる。

■第37条 前条により異議の申立てを受けた選挙管理委員会は速やかに協議しその結果を本人に通知しなければならない。

## 第4章 選挙

### ●第1節 選挙区

■第38条 各種選挙を行うため選挙区を定める

1. 中央委員選挙  
支部単位の選挙とし、中央委員選出基準に従い、中央選挙管理委員会及び支部選挙管理委員会で協議の上、選挙区を決定する。支部内での選挙区を単一選挙区にするか複数選挙区にするかは支部の実情に応じ、支部選挙管理委員会の議を経て中央選挙管理委員会が決定する。
2. 代議員選挙  
職場単位の選挙とし、代議員選出基準に従い、支部選挙管理委員会で協議の上、選挙区を決定する。
3. 大会代議員選挙  
支部単位の選挙とし、組合規約45条の選出基準に従い、支部選挙管理委員会で協議の上、選挙区を決定する。
4. 支部総会代議員選挙  
職場単位の選挙とし、支部運営規程13条の選出基準に従い、支部選挙管理委員会で協議の上、選挙区を決定する。

■第39条 削除

### ●第2節 中央委員及び役員選挙

■第40条 中央委員及び役員選挙は次の順序で行う。

1. 中央委員選挙
2. 役員選挙

■第41条 選出された中央委員は大会代議員を兼務する。又、中央委員は役員候補及び支部役員候補とする。

■第42条 中央委員は組合員の中から、組合員により選出する。中央委員選挙の投票記入方法は定

数連記無記名制とする。中央委員候補者が定員と同数のとき、又は定員に満たないときは信任投票とする。

■第43条 役員選挙は前条により選出された中央委員・中央執行委員・特別中央執行委員の中から、次の順序方法で中央委員・中央執行委員・特別中央執行委員により選出する。但し、会計監査は全組合員の中から、中央執行委員会が候補者を推薦し、中央委員・中央執行委員・特別中央執行委員により信任投票を受けるものとする。

中央執行委員（三役含む）の定数は中央選挙管理委員会でこれを決定する。中央執行委員（三役含む）選挙は定員が1名の場合は単記無記名制、複数の場合は定数連記無記名制とする。ただし、定員と同数のとき、または定員に満たないときは中央選挙管理委員会もしくは中央委員会にはかり一括信任投票を行うこともできる。会計監査候補者が定員と同数の時、または定員に満たない時は信任投票とする。

### ●第3節 代議員選挙

■第44条 代議員選挙は、職場単位の選挙とし、その割当数は支部運営規程第27条による。

### ●第4節 支部役員選挙

■第45条 支部役員は中央委員の中より選出し中央委員が定員に満たない場合は代議員の中から中央委員、代議員により選出する。但し、支部の実情に応じてこの支部役員選挙を省略することができる。

■第46条 支部役員選挙は、役員、中央委員又は代議員より次の順序方法で選出する。支部役員の定数は支部の実情に応じ、支部選挙管理委員会の議を経て中央選挙管理委員会が決定する。

役職名	記入方法
支部執行委員長	単記無記名制
支部副執行委員長	// 又は連記無記名制
支部書記長	単記無記名制
支部執行委員	// 又は連記無記名制

支部執行委員長・支部副執行委員長・支部書記長・支部執行委員候補者が、選挙の定員と同数の時、又は定員に満たない時は支部選挙管理委員会が代議員に限り一括信任投票を行うこともできる。

■第47条 支部執行委員長は、中央選挙管理委員会の議を経て、当該選挙区選出以外の中央委員から選出することができる。

■第48条 前条により選出された支部役員は大会代議員を兼務する。

# 賞罰審査委員会規程

## ●第5節 大会代議員及び 支部総会代議員選挙

### ■第49条

- 1.大会代議員は原則として支部を選挙単位として支部役員及び中央委員より選出し、定員に満たない場合代議員より選出する。
- 2.支部総会代議員選挙は職場を選挙単位として支部運営規程の第13条により選出する。但し、小選挙区の実情に応じて本選挙は直接無記名投票を省略することができる。

## ●第6節 補欠選挙

- ### ■第50条
- 役員、中央委員、代議員及び支部役員に欠員を生じた場合は3ヵ月以内にあっては次点者を繰上げる。次点者のない場合及び3ヵ月以上経過している場合においては補欠選挙を行う。

- ### ■第51条
- 前条による繰上げの場合の次点者は当選得票数を必要とし補欠選挙は本規程による。

## 第5章 附則

- ### ■第52条
- 本規程に違反して選挙運動を行ったものは当選を取り消すことができる。

- ### ■第53条
- 本規程のほか機関の決定により選挙を行う場合は本規程を準用する。

- ### ■第54条
- 本規程に定めなき必要な事項については中央選挙管理委員会で決めることができる。

- ### ■第55条
- 本規程に疑議を生じたときは中央執行委員会において解釈を統一する。

- ### ■第56条
- 本規程の改廃は中央委員会の決議を経なければならない。

- ### ■第57条
- 本規程に関する事務は書記長が当る。

### ■第58条

本規程は昭和36年 9月 1日より之を実施する。  
本規程は昭和39年 6月12日より之を改正実施する。  
本規程は昭和39年 8月28日より之を改正実施する。  
本規程は昭和41年 5月20日より之を改正実施する。  
本規程は昭和42年 9月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和44年 9月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和45年 3月20日より之を改正実施する。  
本規程は昭和46年 3月28日より之を改正実施する。  
本規程は昭和47年 8月29日より之を改正実施する。  
本規程は昭和48年 3月18日より之を改正実施する。  
本規程は昭和48年 8月 5日より之を改正実施する。  
本規程は昭和52年 3月21日より之を改正実施する。  
本規程は昭和56年 3月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和63年 1月 1日より之を改正実施する。  
本規程は昭和63年 4月19日より之を改正実施する。  
本規程は平成 2年 7月24日より之を改正実施する。  
本規程は平成 3年 2月26日より之を改正実施する。  
本規程は平成 4年 4月14日より之を改正実施する。  
本規程は平成 6年 2月23日より之を改正実施する。  
本規程は平成10年 7月24日より之を改正実施する。  
本規程は平成14年 7月27日より之を改正実施する。  
本規程は平成18年 3月23日より之を改正実施する。  
本規程は平成22年 7月27日より之を改正実施する。  
本規程は令和2年 2月13日より之を改正実施する。

## 第1章 賞罰審査委員会

- ### ■第1条
- 本規程は組合規約第27条に基づいて定める。

- ### ■第2条
- 組合員の賞罰に関し公平適切なる表彰と制裁により、組合意識の高揚を図り正義と秩序を維持し、真に民主的な組合の運営を期するため賞罰審査委員会（以下委員会という）を設置する。

- ### ■第3条
- 委員会は賞罰審査委員（以下委員という）6名をもって構成し、毎年定期大会において大会代議員の互選により選出する。任期は定期大会より次期定期大会迄とする。但し再任を妨げない。

- ### ■第4条
- 委員会は委員の互選により賞罰審査委員長（以下委員長という）を決定し、委員長は委員会を代表し組合機関に出席し、審査事項に関し発言することができる。委員長に事故あるときは委員の互選により代理を選出する。

- ### ■第5条
- 委員が申請又は提訴者、被審査人及び関係者となったときは当該審査の委員としての資格を失う。

- ### ■第6条
- 委員会は3分の2以上の出席で成立する。委任代理の出席はできない。議決は全会一致を原則とするも全会一致が困難の場合は構成員の過半数で決定する。

- ### ■第7条
- 委員会は審査のため当事者その他の関係者を証人として質問し又は関係者に資料の提出を求めることができる。

- ### ■第8条
- 委員会は原則として公開する。但し被審査人又は弁護士から申出のあったとき及び委員会が不適当と認めたときは非公開とすることができる。

- ### ■第9条
- 委員は公平なる審査に当たりそれによって知り得た他人の秘密は厳重に守らなければならない。

- ### ■第10条
- 委員会の傍聴は委員会の承認を得て行う。発言その他審査を妨害する行為のあったときは委員長は退場を命ずることができる。

## 第2章 表彰

- ### ■第11条
- 組合員にして次の事項に該当する者は定期大会において表彰し公告する。

- 1.労働運動及び組合の組織発展又は事業に功労のあった者
- 2.組合の名誉を高揚し組合員の模範となる行為道徳のあった者
- 3.その他委員会が特に認めた者

- ### ■第12条
- 表彰は組合員の申請に基づき委員会で審査し決定する。

- ### ■第13条
- 表彰は1、2、3等功労賞とし次の賞金を添え表彰する。

- 1等賞 50,000円
- 2等賞 40,000円
- 3等賞 30,000円

但し中央委員会の決議により等級金額の特例を設けることができる。

- 第14条 第11条に該当する者は支部総会で表彰することもできる。

## 第3章 懲罰

- 第15条 組合員で次の各号の一に該当する行為のあった場合は懲罰を受ける。
  - 1.規約又は機関の決定に違反した場合
  - 2.組合の名誉を毀損した場合
  - 3.組織の団結及び統制を乱した場合
  - 4.故なく組合の機密を漏洩して組合に損害を与えた場合
  - 5.組合の金銭部品を窃取し、もしくは横領し又は財政上の損害を与えた場合
  - 6.組合員としての義務を怠り又は故なく機関の会議に出席せずその職務につき怠慢の行為数度に亘りたる場合
  - 7.組合の運営する事業の発展を妨げ、その他組合又は組合員に対し不正又は不都合の行為をなした場合
  - 8.その他前条各号に準ずる行為のあった場合

- 第16条 制裁は戒告、権利の停止、脱退勧告、除名の4種としその方法は次の通りとする。
  - 1.戒告は戒告を与え謝罪させ又は始末書を取り将来を戒める
  - 2.権利の停止は一定期間の権利を停止する
  - 3.脱退勧告は脱退を勧告する
  - 4.除名は除名しその氏名行為を組合員に公告する

前号に定める制裁と組合が被った被害の一部もしくは全部を弁償させることができる。

- 第17条 本規程第15条と第16条との適用関係は次の通りとする。
  - 1.第15条第1号該当者 第16条各号の適用
  - 2.第15条第2号該当者 第16条1、2、3号の適用
  - 3.第15条第3号該当者 第16条各号の適用
  - 4.第15条第4号該当者 第16条各号の適用
  - 5.第15条第5号該当者 第16条各号の適用
  - 6.第15条第6号該当者 第16条1、2号の適用
  - 7.第15条第7号該当者 第16条1、2、3号の適用
  - 8.第15条第8号該当者 第16条各号の適用

- 第18条 他人を教唆して第15条の行為をなした者も前条の適用を受ける。

## 第4章 申告

- 第19条 組合員に表彰、懲戒に該当する行為のあった場合は本規程第20条に定める申請書又は提訴状を中央執行委員長に申告するものとする。
- 第20条 申告するには次の事項を記載しなければならない。
  - 1.該当者の所属、氏名、年令
  - 2.申告又は提訴の理由

### 3.その他参考事項

- 第21条 前条による申告を受けた中央執行委員長は委員長に連絡し委員長は委員会を招集する。
- 第22条 委員会は提訴の申告に基づき審査事項及び内容を該当者に通知しなければならない。

## 第5章 決定

- 第23条 被審査人は懲罰が確定するまで組合員としての身分と権利を保有する。
- 第24条 被審査人は自ら又は弁護人を通じて証人を申請し、又は反証を提出し自分に対して不利な証言をするすべての証人に対して質問する権利を有する。
- 第25条 委員会は決定後7日以内に文書をもって中央執行委員長に報告するものとする。中央執行委員長は直ちに中央委員会に審査結果を報告し、中央委員会において処分を決定する。但し除名処分は大会で決定しなければならない。
- 第26条 中央執行委員長は委員会の審査結果を直ちに被審査人に通知しなければならない。

## 第6章 附則

- 第27条 本委員会の事務は書記長が処理する。
- 第28条 本規程の改廃は中央委員会の決議を経なければならない。
- 第29条 本規程は昭和36年10月29日より之を実施する。  
本規程は昭和43年 9月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和47年 8月29日より之を改正実施する。  
本規程は昭和48年 3月18日より之を改正実施する。  
本規程は昭和49年 3月31日より之を改正実施する。  
本規程は昭和52年 3月21日より之を改正実施する。  
本規程は昭和56年 7月26日より之を改正実施する。  
本規程は昭和63年 7月30日より之を改正実施する。  
本規程は平成10年 7月24日より之を改正実施する。  
本規程は平成30年 7月23日より之を改正実施する。

# 会計処理規程

## 第1章 総則

- 第1条 本規程は組合同規約第112条に基づき会計処理を適正に行う為定める。
- 第2条 会計年度は7月1日より翌年6月30日迄の期間とする。
- 第3条 中央執行委員会は会計の総ての運用処理について責任を負う。
- 第4条 財産管理及び会計事務は規約及び本規程に定める処により、書記局に於て之を取扱う。

## 第2章 会計処理

- 第5条 会計は原則として複式簿記によって記帳しなければならない。
- 第6条 会計の伝票及び帳簿は次の通りとする。
  1. 主要帳簿
    - (1) 総勘定元帳
    - (2) 現金出納簿
  2. 補助帳簿
    - (1) 特別積立金台帳
    - (2) 貸出金台帳
  3. 伝票
    - (1) 入金伝票
    - (2) 出金伝票
    - (3) 振替伝票
- 第7条 会計処理は伝票に基づいて記帳し、次の様に処理する。
  1. 現金出納簿は毎日記帳する
  2. 手許残高と伝票は毎日照合する。
- 第8条 伝票を勘定科目別に分類仕訳し、総勘定元帳に転記する。
- 第9条 月計表を総勘定元帳に基づき月毎に作成する。
- 第10条 総て会計処理は伝票によるものとし、その取り扱いは次の各項による。
  1. 現金の入金はすべて入金伝票に日付、受入先、内容、金額、科目、証票番号を明記し必要書類を添付し書記長及び担当書記が捺印の上記入する
  2. 現金の支出はすべて出金伝票に日付、内容、金額、科目、証票番号を明記し書記長及び担当書記が捺印の上出金する
  3. 現金と関係のない収入、支出はすべて振替伝票に日付、受入先、内容、金額、科目、証票番号を明記し書記長及び担当書記捺印の上振替える
- 第11条 入金、出金及び振替伝票は総て書記長の認印を要す。
- 第12条 主要帳簿は会計年度毎に更新しなければならない。
- 第13条 会計に関する帳簿、伝票及び証書類の保存期間は次の通りとする。

1. 決算報告書	永久
2. 主要帳簿	10年
3. 補助帳簿、伝票、証書類	5年

## 第3章 金銭出納

- 第14条 金融機関との取引関係は中央委員会の承認を得て行い、名義は中央執行委員長とする。
- 第15条 現金は通常資金20万円を限度として金庫に保管し、その金額を超えた場合は原則として預金しなければならない。
- 第16条 支払は当該責任者の認証ある請求に基づき、規程第10条の手続きによるものとする。
- 第17条 現金は毎日、預金は毎月末在高照合を行わなければならない。

## 第4章 決算

- 第18条 決算期は毎年6月末日とする。
- 第19条 中央執行委員会は半期毎に会計の執行状況について次の書類を作成し中央委員会に報告しなければならない。
  1. 収支決算報告書
  2. 貸借対照表
  3. 予算実績対照表
- 第20条 中央執行委員会は毎会計年度末において次の財務諸表を作成し、会計監査を受けた後、大会の承認を得なければならない。
  1. 収支決算報告書
  2. 貸借対照表
  3. 予算実績対照表
  4. 財産目録
- 第21条 決算書及び会計報告書は中央執行委員長、書記長が捺印し会計監査の認印を受ける。

## 第5章 附則

- 第22条 本規程の改廃は中央委員会の決議を経なければならない。
- 第23条 本規程は昭和40年 1月29日より之を実施する。  
本規程は昭和44年 9月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和45年 8月23日より之を改正実施する。  
本規程は昭和47年 8月29日より之を改正実施する。  
本規程は昭和48年 3月18日より之を改正実施する。  
本規程は昭和52年 3月21日より之を改正実施する。  
本規程は昭和62年 8月 1日より之を改正実施する。  
本規程は平成 2年 7月24日より之を改正実施する。



## 会計監査規程

- 第1条 本規程は規約第103条に基づき会計監査について定める。
- 第2条 会計監査は会計処理の適正を計ることを目的とする。
- 第3条 中間監査は半期毎に行い、年度末に会計監査を行う。
- 第4条 会計監査は次の事を監査する。
  - 1.財産目録及びその保管状況
  - 2.予算執行の適否
  - 3.金銭物品の出納
  - 4.決算書類、参考書類
  - 5.各種帳簿及び書類
  - 6.その他必要と認められた事項
- 第5条 会計監査は組合財産の管理状況並びに会計事務の適否について監査の結果を報告し、又改善についての意見を組合の機関に勧告することができる。
- 第6条 本規程の改廃は中央委員会の決議を経なければならない。
- 第7条 本規程は昭和40年1月29日より之を実施する。

## 専門部規程

- 第1条 本規程は規約第93条に基づき専門部の運営について定める。
- 第2条 規約第88条に基づき設置された各専門部は、以下の分野に於いて執行部の諮問に應えると共に常時所管業務を担当する。
  - 1.賃金、労働条件に関わること
  - 2.企業経営に関わること
  - 3.安全衛生、環境に関わること
  - 4.生活福祉に関わること
  - 5.政治、行政に関わること
  - 6.教育、広報、各種啓蒙に関すること
  - 7.組織強化に関わること
  - 8.地域、社会福祉に関わること
  - 9.新事業企画に関わること
  - 10.国際的諸活動に関わること
  - 11.その他必要とすること
- 第3条 各専門部の決定事項は執行部に答申する。
- 第4条 専門部長は中央執行委員長が原則として中央執行委員より選び委嘱する。
- 第5条 専門部委員は、原則として若干名とし中央執行委員会の議を経て中央執行委員長が委嘱する。
- 第6条 専門部委員会は部長が招集する。
- 第7条 専門部委員会の成立は構成員の3分の2を必要とする。
- 第8条 専門部委員会の議決は構成員の過半数による。
- 第9条 本規程の改廃は中央委員会の決議を経なければならない。
- 第10条 本規程は昭和37年 2月 1日より之を実施する。  
本規程は昭和39年 9月29日より之を改正実施する。  
本規程は昭和41年 9月18日より之を改正実施する。  
本規程は昭和42年 9月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和43年 9月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和44年 9月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和48年 3月18日より之を改正実施する。  
本規程は昭和52年 3月21日より之を改正実施する。  
本規程は昭和56年 3月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和62年 8月 1日より之を改正実施する。  
本規程は平成 2年 7月24日より之を改正実施する。  
本規程は平成15年 7月25日より之を改正実施する。

## 書記服務規程

- 第1条 本規程は組合規程第87条により書記局の運営を円滑にする為に設けたものであり、書記の行動はこの規程による。
- 第2条 書記は書記長及び専門部長の指示により次の業務を行う。
  1. 組合員名簿の整理保管
  2. 組合議事録の整理保管
  3. 議決事項の整理保管
  4. 各種文書の発送及び受付
  5. 官庁他団体との連絡事務
  6. 各支部への連絡
  7. 各委員会の事務処理
  8. 会計業務
  9. 書籍及び書類等の整理保管
  10. 備品、什器等の整理保管
  11. その他の庶務一般事項
- 第3条 書記は次の各号を守り秩序の維持向上に努めなければならない。
  1. 業務上知り得た公私の秘密事項を他に漏らしてはならない
  2. 組合の名誉を傷つけるような言動をしてはならない
  3. 服務時間中みだりに書記局を離れてはならない
  4. 許可なく組合の物品を持出し、又は秩序を乱す行為をしてはならない
  5. 火気の取り扱いに注意し、火災、その他の事故を発生しないように注意しなければならない
  6. 建物、備品、什器等を大切に取り扱いなければならない
  7. その他特に必要な事項
- 第4条 書記は常に事務能率の向上を図り書記局内の整理整頓に努めなければならない。
- 第5条 書記の服務時間は会社の就業時間に準ずる。但し書記長の命により時間外、休日出勤、休日振替勤務をすることがある。これの給与に関しては諸給与並びに活動費規程による。
- 第6条 本規程の改廃は中央委員会の決議を経なければならない。
- 第7条 本規程は昭和39年 8月28日より之を実施する。  
本規程は昭和62年 8月 1日より之を改正実施する。  
本規程は平成15年 7月25日より之を改正実施する。

## 犠牲者扶助規程

### 第1章 目的及び適用基準

- 第1条 本規程は規約第113条に基づいて組合員が組合活動によって犠牲を蒙ったときに扶助することを目的として定める。
- 第2条 本規程について犠牲とは組合運動のため生じた次の各号に該当したときをいう。
  1. 死亡したとき
  2. 誹首されたとき若しくは退職のやむなきに至ったとき
  3. 負傷又は傷病の災厄を被ったとき及び療養の必要があるとき
  4. 検束又は逮捕（検事、判事、警察等の召喚、拘引又は拘留されたときも含む）
  5. 労働組合法に云う不当労働行為を受けて司法上、行政上の係争中のとき
  6. その他特に扶助を必要とし中央委員会の議を経て認められたとき

### 第2章 運営

- 第3条 本規程の公正な運営を図るため犠牲者扶助委員会（以下委員会という）を設ける。
- 第4条 組合員が第2条各号に該当するときは本人及び組合員の届出により委員会議長は委員会を招集する。
- 第5条 委員会は本規程に基づいて具体的扶助方法を協議し中央委員会の承認を得る。

### 第3章 扶助の効力

- 第6条 本規程によって扶助の給付を受ける起算日は事故発生日にさかのぼって支給する。
- 第7条 第2条第1号に該当するときは次の扶助を行う
  1. 労働協約第154条相当分を扶助する。
  2. 遺族の就職斡旋に努力する
  3. 受贈順位は労災法に準ずる
- 第8条 第2条第2号に該当するときは次の扶助を行う。
  1. 誹首取り消しの訴訟費を全額負担する
  2. 餞別として本人の平均賃金の60ヵ月以内
  3. 特別慰労金として金20万円
  4. 就職斡旋に努力する
- 第9条 第2条第3号に該当するときは次の扶助を行う。
  1. 見舞金として金10万円以内
  2. 療養を必要とする場合は実費を支給する
  3. 生計費として休養期間中の平均賃金を支給する（但し健康保険による給付金を控除する）
  4. 身体障害補償として労災法に定める基準を下廻らない額を補償する
  5. 復職でき得ずして退職しなければならない場合は第8条に移行する
- 第10条 第2条第4号に該当するときは次の扶助を

行う。

- 1.見舞金として金20万円以内
- 2.検束又は逮捕の期間中に減額される給与相当額を毎月支給する
- 3.裁判及び控訴に要する費用は全額負担する（罰金、科料、保証金等を含む）
- 4.誹首された者に対しては第8条各号を適用する
- 5.その他扶助委員が必要と認めた扶助

■第11条 第2条第5号に該当するときは次の扶助を行う。

- 1.係争中の者に対しては第10条第2号を適用する
- 2.控訴した場合は第10条第3号を適用する
- 3.行政処分を受けたときはその程度に応じ扶助委員が必要と認めた扶助を行う

■第12条 第2条6号に該当するときは次の扶助を行う。

- 1.退職のやむなきに至ったときは退職資金として本人の平均賃金の60ヵ月分以内
- 2.その他扶助委員が必要と認めた扶助を行う

■第13条 組合専従役職員が組合活動中に災害（事故）にあった場合、労働協約第154条と同等の扶助を行う。

規約第11章第114条を適用する。

■第24条 本規程の収支は特別会計としてその処理は書記長が当たる。本規程は会計処理規程を準用する。

■第25条 本規程の会計監査は一般会計に準じて行う。

## 第7章 附則

■第26条 本規程の改廃は中央委員会の決議を経なければならない。

■第27条

本規程は昭和36年10月29日より之を実施する。  
本規程は昭和39年 9月20日より之を改正実施する。  
本規程は昭和43年 9月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和44年 9月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和45年 9月28日より之を改正実施する。  
本規程は昭和47年 8月29日より之を改正実施する。  
本規程は昭和48年 3月18日より之を改正実施する。  
本規程は昭和49年 3月31日より之を改正実施する。  
本規程は昭和52年 8月 1日より之を改正実施する。  
本規程は平成10年 7月24日より之を改正実施する。  
本規程は平成17年 7月21日より之を改正実施する。  
本規程は平成23年 7月27日より之を改正実施する。

## 第4章 扶助委員会

■第14条 委員会は中央執行委員中より2名、大会代議員中より2名と中央執行委員長委嘱の一般組合員2名、計6名を以って構成する。

■第15条 扶助委員が扶助対象者になったときは当該委員は構成員にはなれない。扶助委員に欠員が生じたときは補充しなければならない。

■第16条 委員会の議長は委員の互選による。

■第17条 委員会は議長が招集し、委員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

■第18条 委員会の議決は定数の3分の2以上の多数決による。

■第19条 委員の選出方法は中央執行委員長委嘱の委員を除き中央執行委員及び大会代議員の互選とする。中央執行委員長委嘱の委員は大会において承認を求めるものとする。

■第20条 委員の任期は組合役員任期と同様とする。欠員を生じたときは前条に準じ補う。

■第21条 委員会の事務処理は書記長が当たる。

## 第5章 異議申立

■第22条 扶助適用について本人又は代理人より異議申立のあったときは再審査しなければならない。

## 第6章 会計

■第23条 本規程により救済を行うための資金は組合

# 諸給与並びに活動費規程

- 第1条 本規程は規約に基づき組合員が組合活動を行う為の給与並びに活動費について定める。
- 第2条 専従者給与は本人の基本給、手当とする。手当額は会社の規程と同額とする。
- 第3条 役員委員及び書記に対し次の活動費を支給する。

名称	区分	金額	支給基準	摘要
1 専従者活動費	役員	基本給の20%	月額	組合専従に対し2号と併せ支給
	支部役員	〃	〃	組合専従に対し5号と併せ支給
	書記	2,000	〃	
2 本部役員活動費	中央執行委員長	43,000	月額	
	中央副執行委員長	28,000	〃	
	書記長	28,000	〃	
	中央執行委員	23,000	〃	
	会計監査	5,000	年額	
3 議長活動費	中央委員会議長	10,000	年額	他の役員と兼務の場合は加算とする
	代議員会議長	12,000	〃	
4 本部委員活動費	中央委員	4,000	月額	4、5、6を通して2つ以上兼務の場合はその高額のものを支給
	専門部長	16,000	〃	
	専門副部長	7,000	〃	
	専門部員	15,000	年額	
	選挙管理委員	5,000	〃	
5 支部役員活動費	支部執行委員長	15,000	月額	
	支部副執行委員長	12,000	〃	
	支部書記長	12,000	〃	
	支部執行委員	8,000	〃	
6 支部委員活動費	代議員	4,000	月額	他の役員と兼務の場合は加算とする
	支部専門部長	6,000	〃	
	支部専門部員	6,000	年額	
	選挙管理委員長	5,000	〃	
	選挙管理委員	3,000	〃	
	連絡員	2,000	月額	
	支部書記			
7 その他活動費	支部青年・女性部長	4,000	月額	
	支部青年・女性副部長	3,000	〃	
	支部青婦専門部長			
	支部青年・女性部員	2,000	〃	
	出向代表者	4,000	〃	

- 1.本部役員は、1号、2号のみを支給する
- 2.支部書記・連絡員は特に必要な支部に於いて中央執行委員会で認めた場合任命することができる

- 第4条 会社の勤務時間中に組合活動を行い賃金が差引かれた場合は相当額を補償する。
- 第5条 大会期間中の活動費は第7条および第8条を適用する。
- 第6条 支部総会当日の活動費は500円を支給する。但し、第4条が適用される場合および支部役員ならびに支部委員は本条は適用されない。
- 第7条 休日に組合活動を行った場合1日分(4時間以上)については5,000円、4時間未満については2,500円を支給する。  
なお、テレワークにより組合活動を実施した場合は、会社のテレワーク勤務取扱規定に準じテレワーク勤務手当相当額を支給する。ただし、会社からテレワーク勤務手当の支給がある場合は除く。
- 第8条 組合活動の為組合員が個人の有給休暇を利用した場合は1日分(4時間以上)については5,000円、4時間未満については2,500円を

支給する。  
なお、テレワークにより組合活動を実施した場合は、会社のテレワーク勤務取扱規定に準じテレワーク勤務手当相当額を支給する。ただし、会社からテレワーク勤務手当の支給がある場合は除く。

- 第9条 6月及び12月或はその他の時期に特別活動費を支給することがある。支給の可否及び額の決定はその都度中央委員会で定める。
- 第10条 本規程第3条にて支給する諸給与並びに活動費については、源泉課税を実施する。
  - 1.月額12,000円以上の支給額となるものは、毎月源泉課税の上支給する
  - 2.月額8,000円以下の支給額となるものは、半年に一度まとめて源泉課税の上支給する。ただし専従者活動費 書記2,000円については、他専従者と同様、月払いとする
  - 3.年払いのものは、支払いに際して源泉課税の上支給する
- 第11条 本規程の改廃は中央委員会の決議を経なければならない。
- 第12条 本規程は昭和36年10月29日より之を実施する。  
本規程は昭和39年 9月20日より之を改正実施する。  
本規程は昭和41年 9月18日より之を改正実施する。  
本規程は昭和42年 9月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和43年 9月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和44年 9月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和45年 8月23日より之を改正実施する。  
本規程は昭和47年 8月29日より之を改正実施する。  
本規程は昭和48年 3月18日より之を改正実施する。  
本規程は昭和49年 3月31日より之を改正実施する。  
本規程は昭和52年 8月 1日より之を改正実施する。  
本規程は昭和62年 8月 1日より之を改正実施する。  
本規程は平成 4年 7月28日より之を改正実施する。  
本規程は平成14年 7月27日より之を改正実施する。  
本規程は平成15年 7月25日より之を改正実施する。  
本規程は平成17年 7月21日より之を改正実施する。  
本規程は平成23年 7月27日より之を改正実施する。  
本規程は令和2年 2月13日より之を改正実施する。  
本規程は令和3年 3月19日より之を改正実施する。

## 旅費規程

- 第1条 本規程は規約に基づき組合員が組合用務のため出張・外出する場合の旅費を規定する。
- 第2条 会社出張・外出旅費規程に準じ、支給区分の「社員」を適用する。
- 第3条 出張、外出は本人が所定の用紙に所要事項を記入の上、中央執行委員長の承認を受けるものとする。
- 第4条 旅費は本人が所定の用紙に記入の上、中央執行委員長に提出し書記長より支払を受けるものとする。但し同一用務で2人以上出張又は外出した場合においても個人別に所定用紙を提出するものとする。
- 第5条 旅費は概算により前払いを受けることができる。但し帰着後3日以内に精算しなければならない。
- 第6条 本規程の改廃は中央委員会の議決を経なければならない。
- 第7条  
本規程は昭和36年10月29日より之を実施する。  
本規程は昭和39年9月20日より之を改正実施する。  
本規程は昭和41年9月18日より之を改正実施する。  
本規程は昭和44年9月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和48年3月18日より之を改正実施する。  
本規程は昭和49年3月31日より之を改正実施する。  
本規程は平成14年7月27日より之を改正実施する。

## 互助規程

- 第1条 本規程は規約115条に基づき組合員及びその家族の扶助及び貸出金について定める。
- 第2条 本規程による扶助は組合員が次の事項に該当する場合所属支部執行委員長の申告に基づき行う。
  1. 労働協約106条第5号に該当したとき
  2. 組合員が死亡したとき
  3. 罹災休暇、交通遮断休暇等により止むを得ず就業できず、その月の受給賃金（賃金保証による総ての給与を含む）が平均の60%を下回った者
  4. その他特に中央委員会で扶助を必要と認められた者
- 第3条 第2条第1項に該当する場合、毎月30,000円を12ヶ月扶助する。但し
  1. 失業保険による失業手当金打切後に行う
  2. 再就職したときは扶助を打切るものとする
- 第4条 第2条第2項に該当する場合、次の額を扶助する。
  1. 世帯主及び世帯主に準ずる者300,000円
  2. 世帯員を持たない世帯主及び世帯員の者100,000円
  3. 扶助を受ける者は、2親等以内の家族で受贈順位は厚生年金保険法の順位による
- 第5条 第2条第3項に該当する場合、平均賃金の60%に満たない額を扶助する。
- 第6条 第2条第4項に該当する場合は扶助額、期間をその都度中央委員会で決定する。
- 第7条 本規程による貸出金は、基本給の2倍迄を原則とし無利子とする。
- 第8条 貸出金は、所属支部執行委員長の貸付金申込書による申告に基づき中央執行委員会で認められた場合に行う事ができる。
- 第9条 第8条で貸出を認められた組合員は、借用証（連帯保証人の署名捺印を含む）と返済計画書（15ヵ月以内）を提出しなければならない。
- 第10条 本規程に関する執行或いは疑義の解明は中央執行委員会が当たる。
- 第11条 本規程の経費は、準備金を以って当てる。
- 第12条 本規程の会計年度は一般会計年度と同一とする。
- 第13条 本規程の会計監査は一般会計に準じて行う。
- 第14条 本規程の改廃は中央委員会の決議を経なければならない。
- 第15条  
本規程は昭和26年4月1日より之を実施する。  
本規程は昭和36年10月29日より之を改正実施する。  
本規程は昭和39年9月20日より之を改正実施する。  
本規程は昭和41年9月18日より之を改正実施する。  
本規程は昭和43年9月15日より之を改正実施する。  
本規程は昭和45年8月23日より之を改正実施する。  
本規程は昭和47年8月29日より之を改正実施する。  
本規程は昭和48年3月18日より之を改正実施する。  
本規程は昭和49年3月31日より之を改正実施する。  
本規程は昭和52年8月1日より之を改正実施する。  
本規程は平成18年6月1日より之を改正実施する。

# いっせい積立規程

- 第1条 本規程は規約第118条に基づき、組合員の福祉と生活向上を目的として定める。
- 第2条 本規程による積立預金は、労働金庫を通じて活用することにより、相互扶助による共済活動を推進すると共に、組合員の長期的且つ福祉の向上に寄与するものとする。
- 第3条 組合員は毎月一人3,500円を賃金控除により労働金庫に積み立てる。但し、長期欠勤により賃金の支給を受けないときは積み立てを停止する。
- 第4条 積み立てる期間は組合員の在籍中定年までとし、新規加入組合員は資格を得た月より積み立てる。
- 第5条 組合員が資格を失った場合及び特別の事情があるときは、労働金庫の定める利息を含め、次のいずれかの方法にて本人に払戻する。
  - 1.一時金
  - 2.年金
- 第6条 組合は組合員より積み立てられた積立金に関する管理の任に当たる。
- 第7条 組合は年1回組合員に積立預金残高を通知する。
- 第8条 本規程の改廃は中央委員会の決議を経なければならない。
- 第9条  
本規程は平成15年 7月25日より之を実施する。  
本規程は平成18年 6月1日より之を改正実施する。  
本規程は平成29年 7月26日より之を改正実施する。

# 労働会館運営管理規程

## 第1章 総則

- 第1条 ヤマハ労働組合労働会館（以下「労館」という）の運営管理はこの規程により行う。
- 第2条 労館の適正な運営管理を行い使用の円滑を期する為、労館運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。委員の任期は定期大会より次期定期大会迄とし、委嘱は中央執行委員長が行う。

## 第2章 運営管理

- 第3条 労館全般の運営管理についての責任は中央執行委員長が負い、日常の運営業務については書記長が統轄する。
- 第4条 委員会は書記長が責任者と成り統轄するものとし、構成は中央執行委員、支部執行委員及び必要な場合は建築、その他の専門分野の人を含め10名以内で構成する。但し、必要に応じて労館管理人を召集し実情を聴取することができる。
- 第5条 委員会は、次の事項について検討し実施するものとする。委員会の招集は書記長がこれを行う。
  1. 建家・設備の維持管理の状況の把握
  2. 電気機械等の諸設備の保守管理状況の把握
  3. 労館の使用適否の決定と使用状況の把握
  4. 労館内外の清掃の管理
  5. 建家諸設備の修理の実施
  6. 利用者の苦情処理の検討
  7. 機関で決定された事項の具体的実施のための検討
  8. 機関に報告する諸議案の作成
  9. その他上記に準ずる労館の運営管理に関する事項
- 第6条 労館の日常管理業務は書記長の統轄のもとに書記長及び書記、労館管理人がこれに当り、毎月1回管理報告書を、毎日管理日誌を書記長に提出しなければならない。建家諸設備に異常を発見した場合はすみやかに応急措置をとり、書記長に報告しなければならない。
- 第7条 労館内外の清掃については、清掃専門業者に行わせるものとし、清掃管理については清掃契約書による。
- 第8条 労館運営管理のため労館管理人を設置することができる。
- 第9条 労館管理人は次の業務を行う。
  1. 建家・設備の点検、保守修理の管理
  2. 日常の管理、保安業務
  3. 終業後の電話の取継ぎ業務及び利用者の世話係業務
  4. 清掃の管理
  5. 管理日誌の作成
  6. 運転諸設備の管理、記録
  7. 事故発生の場合の応急措置と連絡等の処置
  8. その他日常運営管理に必要な業務

### 第3章 機関での承認

- 第10条 次の事項について大会の議を経なければならない。
  1. 労館を売却するとき
  2. 労館を譲渡するとき
  3. 労館を貸与するとき
  4. 労館を担保とするとき
  5. 労館を増築するとき
- 第11条 次の事項について中央委員会の議を経なければならない。
  1. 労館の一部を貸与するとき
  2. 労館の一部を改修するとき
  3. その他委員会が必要と認めたもの但し、特別な事情のある場合は事後確認を得ることにより行うことができる。

本規程は昭和56年 7月26日より之を改正実施する。  
本規程は昭和63年 1月 1日より之を改正実施する。  
本規程は平成 2年 7月24日より之を改正実施する。  
本規程は平成10年 7月24日より之を改正実施する。  
本規程は平成14年 7月27日より之を改正実施する。  
本規程は平成29年 7月26日より之を改正実施する。

### 第4章 労館の使用

- 第12条 労館の使用については、組合本部が直接使用する場合のほか、この規程を適用する。
- 第13条 この労館の使用は原則として、組合及び組合員の他、友誼組合団体、社会教育団体、福祉団体等その他これに準ずる交友団体に限る。
- 第14条 労館を使用する者は所定の労館使用申込書に必要事項を記入捺印し原則として大会議室は2週間前、中・小会議室は1週間前、宿泊室は3日前までに書記長まで提出しなければならない。但し、支部関係については支部執行委員長を経て提出しなければならない。
- 第15条 使用申込みのあった場合、書記長は使用内容目的その他を調査した上許可する。但し、次の場合は使用許可を取消することができる。
  1. 緊急やむを得ない理由で組合本部が使用するとき
  2. 公序良俗を乱すおそれがあるとき
  3. 建物または附属物を破損するおそれがあるとき
  4. 労館管理のため支障があるとき
  5. その他委員会が判断し不相当と認めた場合
- 第16条 使用の範囲は次の通り。  
大会議室、中・小会議室、宿泊室、冷暖房・換気設備、音響設備、映写設備、その他什器備品
- 第17条 労館使用分担金は別表の通りとし、すみやかに書記長に入金するものとする。
- 第18条 労館の使用時間は別に定める。
- 第19条 労館使用者の厳守すべき細則は別に定める。

### 第5章 附則

- 第20条 本規程の改廃は中央委員会の決議を経なければならない。
- 第21条  
本規程は昭和49年 3月31日より之を実施する。

# 共済事業運営会計処理規程

- 第1条 共済事業運営による収入は、労金・全労済等からの手数料、及び雑収入等より成り、運営に要する支出は、人件費及び諸費用から成る。
- 第2条 共済事業会計には次の帳簿を設ける。
  1. 総勘定元帳
  2. 仕訳帳
  3. 補助帳簿
- 第3条 共済事業会計には次の勘定科目を設ける。預入金勘定、借入金勘定、一般会計勘定、繰越剰余金勘定、労働金庫手数料勘定、労済事務手数料勘定、保養所受入利用料勘定、預金利息勘定、雑収入勘定、人件費勘定、共済事業運営費勘定、印刷費勘定、保養所支払利用料勘定、雑費勘定
- 第4条 月次決算に際しては月計表を総勘定元帳に基づき作成する。
- 第5条 年次決算に際しては次の財務諸表を作成し、会計監査を受け、大会の承認を得なければならない。
  1. 収支計算書
  2. 貸借対照表
  3. 予算実績対照表
  4. 財産目録
- 第6条 繰越剰余金は次期の収入とする。
- 第7条 共済事業会計については、年次予算を編成し大会の承認を得なければならない。
- 第8条 共済事業会計を設けるにあたって、一般会計にこの勘定を新設する。
- 第9条 この規程に定めなき事項については、会計処理規程を準用する。
- 第10条 この規程に疑義を生じた場合は、中央執行委員会において解釈を統一する。
- 第11条 本規程の改廃は中央委員会の議を経なければならない。
- 第12条 本規程は昭和58年 7月31日より之を実施する。

# 附則

## 公職選挙立候補者に対する取扱い基準

- 第1条 本基準に依る公職選挙とは県市町村議会議員選挙に限るものとし、その他の選挙に関しては必要に応じその都度決定する。
- 第2条 本基準はヤマハ労働組合（以下「組合」という）員にして県市町村議会議員に立候補した場合の取り扱い方針を定める。
- 第3条 組合員にして県市町村議会議員に立候補せんとする場合は、書面を以って中央委員を通じ中央執行委員会に届出なければならない。
- 第4条 前条の届出があった場合、中央執行委員長はでき得る限り速やかに中央執行委員会並びに中央委員会の議を経てその結果を立候補者に通知する。
- 第5条 第3条による立候補者の届出のない場合は、機関に計り推薦委員会を構成し、審査参考事項を考慮した組織内に於ける候補者を選定、中央執行委員会並びに中央委員会の議を経て推薦候補者を決定することができる。
- 第6条 第3条及び第5条の候補者にして組合機関の承認を得た候補者に対し、中央委員会の議を経て予備費より法定選挙費用以内の資金を負担する事ができる。法定選挙費用は議員在職期間中に返済するものとする。
- 第7条 組合機関の承認に依り、候補者に決定した組合員に対する支援行動はその都度、実状に応じ中央執行委員会に於て決定する。
- 第8条 本基準の適用に当たっては、選挙違反にならぬ様、特に留意するものとする。
- 第9条 本基準に対する疑義の解明は中央執行委員会が当たるものとする。
- 第10条 本基準は中央委員会の議を経なければ変更することができない。

昭和45年 7月17日  
昭和63年 1月 1日  
平成 2年 7月24日  
平成10年 7月24日

## 審査参考事項

1. その人物の組合に対する功労・貢献・熱意の度合
2. 組合代表としてふさわしい人物（信念・実行力・識見人格等）
3. 本人の候補に対する意志
4. 候補者に対する選挙区内に於ける組合員の熱意
5. 候補者に対する選挙区内に於ける組合員並びに家族票数
6. 他労組又は他の組合員の意志及び行動
7. 候補者に対する選挙区の実状
8. 候補者の得票内容と分布状況
9. その他